



へき地診療所について

令和6年2月29日
兵庫県保健医療部医務課

へき地診療所とは

無医地区(※1)および無医地区に準じる地域(※2)（以下、「無医地区等」）において、診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的として設置する診療所

→県内45の診療所をへき地診療所として設置（R5.4現在）

【へき地診療所の要件】（へき地保健医療対策等実施要綱（厚労省）より抜粋）

下記のいずれかの場所に設置されるもの

- ① へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね4 kmの区域内に他に医療機関がなく、区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩）30分以上要するものであること。
- ② 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。
- ③ 上記のほか、無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。

(※1) 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4 kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

(※2) 無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が認めた地区

県内へき地診療所一覧（45診療所）

地域	市町名	診療所名	地域	市町名	診療所名	
北播磨	多可町	町立杉原谷診療所	但馬	養父市	国民健康保険大屋診療所	
		町立松井庄診療所			国民健康保険大屋歯科診療所	
		国民健康保険八千代診療所			国民健康保険出合診療所	
播磨姫路	姫路市	国民健康保険家島診療所		新温泉町	国民健康保険照来診療所	
		市立山之内診療所			国民健康保険歯科診療所	
		市立ぼうぜ医院			国民健康保険八田診療所	
	神河町	町立大畑診療所			岸田出張診療所	
		町立上小田診療所			丹波篠山市	国民健康保険東雲診療所
		町立川上診療所				国民健康保険後川診療所
	赤穂市	赤穂市民病院有年診療所		国民健康保険草山診療所		
		宍粟市		国民健康保険波賀診療所	国民健康保険今田診療所	
	たつの市			国民健康保険千種診療所	丹波市	国民健康保険青垣診療所
	但馬	豊岡市	市立室津診療所	淡路	洲本市	国民健康保険上灘診療所
市立森本診療所			国民健康保険五色診療所			
市立神鍋診療所			国民健康保険堺診療所			
香美町			国民健康保険資母診療所		南あわじ市	国民健康保険阿那賀診療所
			市立高橋診療所			国民健康保険伊加利診療所
			市立但東歯科診療所			国民健康保険灘診療所
香美町		国民健康保険佐津診療所	淡路市		国民健康保険沼島診療所	
		国民健康保険兎塚診療所			国民健康保険北淡診療所	
		国民健康保険兎塚歯科診療所			国民健康保険仁井診療所	
		国民健康保険川会診療所				
		国民健康保険川会歯科診療所				
		国民健康保険小代診療所				

上記に加え、宍粟市国民健康保険一宮北診療所（宍粟市一宮町）を新たに指定予定

へき地診療所への支援（国庫補助金）

（1）へき地診療所運営費補助事業

- ① 事業内容
市町立のへき地診療所^(※1)のうち、不採算となるものについて、その運営に要する経費を補助
- ② 補助内容（補助率 2 / 3）
事務費（人件費含む）、研究費、医療費（材料費、検査委託料等）、情報通信機器等経費

（2）へき地診療所設備整備費補助事業

- ① 事業内容
市町立のへき地診療所^(※1)の医療機器整備に要する経費を補助
- ② 補助率 1 / 2

（3）へき地診療所施設整備費補助

- ① 事業内容
市町立のへき地診療所^(※1)及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築及び改修^(※2)に要する経費を補助
- ② 補助率 1 / 2

(※1) 国保直診の診療所は国保医療課所管

(※2) 既存のへき地診療所の改修は除く